

食品衛生法の規定により、杉並区が食品衛生法違反者等に対し、不利益処分を行った件について、以下のとおり公表します。

なお、公表内容については、公表を行った日から原則として7日経過後削除しています。

公表年月日	令和6年11月19日
業種等	飲食店営業※ ※食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「旧食品衛生法」という。）第52条の規定による許可
営業者氏名	株式会社H i - S T A N D 代表取締役 戸田 博章
施設の名称及び所在地	神鷄 東京都杉並区荻窪五丁目27番1号
不利益処分を行った理由	食中毒の発生（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧食品衛生法第6条第3号違反）
不利益処分等の内容	営業等の停止 停止期間 令和6年11月19日から令和6年11月25日までの7日間
備考	・ 病因物質：カンピロバクター・ジェジュニ ・ 原因食品：令和6年10月25日、26日及び27日に当該施設が調理、提供した食品（鶏肉料理を含む） ・ 患者数：7名 ・ 法人番号：6010101010924